**平成29年度　第２回大阪府景観審議会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

 開催日時：平成29年８月23日(水)　13:30～15:30

出席委員：加藤(晃)会長、下村会長代理、岡委員、嘉名委員、中嶋委員、長町委員、野呂委員、若本委員、石川委員、加藤（精）委員、鈴木委員、高見委員、善本委員、武田委員、奥田委員、藤原委員、東房専門員、藤本専門委員

【会長】

暑い中お集まりいただきありがとうございます。それでは以後、私が進めさせていただきます。

今日は２つ審議事項がございます。

まず、最初に「大阪府の景観形成のあり方について」、中間とりまとめにつきまして進めたいと思います。

それでは事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

　事務局説明

【委員】

　膨大な作業を15ページの簡潔な冊子にまとめていただきました。既に部会で議論していただいた方、今日初めてこれを見られる方含めて、中間取りまとめとしてご審議いただければありがたいと思います。

　各々、どなたからでも結構です。特にお二方、今日初めていらっしゃった方、かねがね思っていることなどがもしございましたら。どうぞ。

【委員】

　今回事前に資料を拝見しておりまして感じたことは、やはり「景観」とは難しいなと。ひょっとしたら最初にみなさんご議論された内容かもしれませんが、景観の定義というのは綺麗な山並みから街並み、大阪では道頓堀付近のネオンの街並みなどですね。他のまちに行くとネオンはどちらかというといい景観ではないけれども、大阪ではそれがまちの象徴となっている。まちづくり全体の中でどんな位置づけで、どのようにかたちをつくっていくかによって、その意味合いもかわっていくのかと思います。

単に景観というと、どうしても大きなまち並みを想像してしまうのですが、小さな景観の積み重ねが大きな景観をつくるのかなと。大きな景観の中にもそれぞれ小さな景観があると、それをどのように掲示していくのか中々難しいなぁというのが感想です。皆さん事前にご議論されて、よく整理されたものだというふうに思っておりますが、どんなところに着地点をもっていくのかが、今のところ思っているところであります。

【委員】

ありがとうございます。おっしゃるとおり、景観は定義しにくいということですが、一応、行政課題としての景観という定義では、景観法に基づいて行政計画をやられるわけですが、そのときの景観と、いわゆるそれを越えた非常に一般的な景観という対象が当然あるというわけです。しかし、こういう委員会では、どうしても当面の行政課題としての景観を考えることになっていて、そういう視点から皆さん専門部会でもご議論いただいていると思います。要するに、「景観」とは難しいということは、全くご指摘のとおりでございます。

【委員】

　私も景観というのは難しいものだと考えます。大阪府の景観は広すぎて、いろんな軸がある中で、どれを捉えて、議論させていただけたらといいのかと感じていますが、それぞれの持っているポテンシャルをどう活かしていくのかというところが重要なのではないかと思っています。

今、インバウンドにより外国人観光客が大阪にたくさんお越しいただいている中では、第１印象が大事なのかと感じております。大阪府がしっかりと先頭に立って、各市町村と連携しながらいろいろと持っているいいものを引き出していくというのが大事なのかなと思っております。この後にもある、広告物の関係にしても、いろいろと見栄えのいいものもありますし、これはちょっといかがなものかなというものもありますので、それらを含めて大阪の景観を。各市町村いろいろ地域によって違うと思っていますので、その地域の特性を活かすための議論をし、府と市町村がしっかりと連携とって、良い景観を目指していただければ、一番いいのではないかなと思っております。

【委員】

　ありがとうございます。大阪府の景観を一般府民にもっとわかるような努力を、というご指摘だと思います。

【委員】

中間とりまとめに項目を入れて欲しいというお願いがあります。冒頭に景観形成の基本的なビジョンをとりまとめていく大目標が、国際競争力のある都市として次のステップに行く、大阪府が世界の中で、次のステップに行くのだというのであれば、やはり中間取りまとめの中には、過去の景観形成の基本方針とプラス、今起きている新しい社会課題ですとか、国際的な視点の中で必要とされている新しいビジョンというものがはっきりと示されている必要があると思います。つまり、平成20年と平成29年がほぼほぼ似たような、言葉づかいの違いの方針ではだめで、新しい社会課題が生まれているのではないかというのが浮き彫りにできている方針の方が、府下の各市町村さんや、これに連なって動こうとする多くの行政が動けるのではないかと思います。

そういう背景の中で、私の意見は、今世界中で国際競争力を持つ各都市の共通した項目は、滞在型観光あるいは、住まい手のシビックプライドの両方の観点から、夜間景観というものがあります。府の場合は全域ということはもちろんないとは思いますけれども、エリアを限定したり、あるいは項目立てをしたりと、そのマップのつくりかたについてはいろんな.方法があると思いますので、ご議論いただきたいと思います。何らかの夜間景観に対する方針ですとか、方策、都市部、あるいは伝統的地域、いろんなマップの掛け方があると思います。そういう意味では、夜間景観というワードが全くないと。おそらく、日本中の景観政策は私も関っているものがありますが、過去の政策では夜間については言及されていません。ですが、今後つくっていくものは、大きく一体化して景観の中に、含みで夜間もあるという言い方ではなくて、ちゃんと夜間景観という項目立てをして、どことどこ、あるいはこういうこととこういうきり方、というストーリーをつくった中で、夜間景観について方針を示していくのがいいのではないかと思いますので、是非、中間取りまとめのなかに、夜間景観をいれていくことが必要かと思います。先ほど事例にでましたのも大阪市内のネオンの話でしたし、伝統的地区も寺内町、枚方宿にも夜間景観はいろいろあります。それに各市町村さんでは、例えば、地方都市のメインのまちづくりのコミュニティ熟成に、年度内の夜間の大きなイベントや伝統的な祭りが位置づけられていたりしますので、そういうものも含めてですね、この中に、夜の時間の項目もきちっといれていただければと思う次第です。

【委員】

ありがとうございます。２４時間のうちの半分は夜ということで。夜間景観も景観資源としてやはり考えていかないといけないということもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

　ご指摘ありがとうございます。確かに夜間景観につきましては、13ページの右下ところの規制誘導、公的資産の中に、港湾等における夜間景観を活用した賑わいの創出の中で、高石の臨海コンビナートなどで、夜間の景観を活かしたクルーズですとか試験的に行なわれていますので、非常に大事だと考えています。港湾等ということで、少し他も含めてというニュアンスで書かせていただいていているので、表現として少し弱いかと思いますので、そこは強化して書かせていただきたいというふうに思っております。

あとは『景観の担い手を育成し、大阪の魅力を創出し、発掘するというところのビュースポット』というところで、『季節や時刻の変化にも着目した』というところで、夜間景観というところをニュアンスにいれているつもりですが、ここでも十分にはかけていないと思いますので、検討させていただきます。

【委員】

　そうですね、二年前でしょうか。大阪府の主催で大阪府下の各景観行政のご担当の方を集めていただいて、世界の都市がどういった夜間景観づくりに取り組んでいるかということを勉強会という形でレクチャーさせていただいた経緯がありました。屋外広告物の見直しなどにもいち早く取り組んでいらっしゃるので、どちらかというと前に進んでいる行政だと思っております。是非、そういう流れを止めずに、今おっしゃっていただいたような見える形で入れ込んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【委員】

ありがとうございます。今のキーワードのまとめ方だと、基本方針に「きらめく」があります。「美しい」が「きらめく」に代わっただけじゃないかと思われるかもしれませんが、これは夜間景観については、大きな進歩なのですけどね。

【委員】

夜間景観については今、大阪府では特に橋のライトアップとか既にスタートしているじゃないですか。そういうところが現実にありますので。ヨーロッパなんて、ものすごく綺麗ですよね。どの川でもすごい景観だと思います。

私はそれとは違う質問がありまして。部会で、ものすごく議論いただいてまとめていただいているのですが、最初の景観特性というところでは、４つの特性でまとめられています。そこから、大阪が目指す景観まちづくりの方向性というところに大阪の景観特性に応じた５つの軸（道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸）と土地利用を踏まえてという表現をされている。この特性を見ていましたら、地形特性のところに、５つの軸が入ってしまっていて、あとは歴史も入っていますが、都市・インフラの特性は、どういう軸になるのかなという質問です。要するにまとめ方の問題です。

【事務局】

都市・インフラというところが、どこに落ち着くのかというご質問かと思うのですが。11ページでいうと例えば、道路軸などかと思います。あと湾岸軸では大阪湾ですね。それから河川も、自然軸と少しかぶるところもありますが、今後も活かしていこうといところで。それぞれの特性が、どこどこというわけではなく、大きくは全体を受けてそれぞれ軸として書かせていただいています。道路軸などは都市・インフラというところではっきりしているのかなと思いますが。ご質問の趣旨に対して、的確な答えではないかもしれませんが、どうでしょうか。

【委員】

そうしますと、都市・インフラは大きな景観のウェイト、要素になると思いますが。夜間と対比させるわけではないのですが、地下というものですね。何か地下景観というのも、魅力的なものだと思います。地下についての表現がどこかにあればと。外国人を迎えるにしても、やっぱり日本の地下街は非常に綺麗で、ニューヨークのは汚いですよね。最近は綺麗らしいのですが。そういうところと比べられることもあるし、あるいはアジアからお越しになる方は、もともとあんまり地下街がないのでびっくりされるのではないかと思いますので、そこらの記述が必要ではないかと思います。

【委員】

　地下街、地下道があるのは大阪市内が中心で、大阪府が中々囲われないところですがどうですか。

【事務局】

地下街というとある種、スポット的なものといいますか。一部、面的な部分もありますが、その中で軸というものは。どちらかというと細長いものとイメージをしておりますので。現在、土地利用の方向性というところでは、大規模開発とか密集市街地的なエリアの広がりがあるところを想定しておりますので、地下街というところを表現するのであれば、こういうところに入るのかと思っております。

【委員】

地下街はね。観光客が夜間に徘徊しますし。そのときに地下街は非常に大きなものですね。ありがとうございます。他にいかがですか。

【委員】

　先ほど、事務局からお話がありました夜間景観は、高石市の臨海部のコンビナートのプラントの照明のことです。これは、夜になって照明がつくと綺麗な景観を醸し出しているということで話題になったこともあります。高石市が、商工会議所さんと協力してナイトツアーというものをださせていただいています。最初は小規模だったのですが、今はバス2台80人くらいまでの募集で、それの10倍の700人から800人くらいの応募があると聞いております。こういう、一つの賑わいの創出に繋がる、景観を楽しむようなものです。他に、湾岸部や内陸部における夜間における景観を活かしたスポット的なものはありますかね。

【事務局】

　例えば富田林の寺内町とかですと、石畳と淡いまち並みいうことで、ぼんぼりといいますか、石畳と併せた夜間景観を楽しむツアーみたいなのがあちらこちらで行なわれています。それを含めて、夜間景観のご指摘について検討させていただきます。

【委員】

　審議が少し夜景に偏ってきているようなので少し方向を修正いたします。７ページに大阪の景観上重要な要素の表がありますが、この表の中に、夜景を書き込んでいくというやり方もあるかもしれませんし、主要軸に書き込んでいくというやり方もあるかもしれません。重要な要素として書くのがやりやすいかもしれませんね。

【事務局】

確かにこの表に要素として付け加えるのも考えられるかと思います。表につきましては、地元の景観に詳しい市町村にご意見を聞きまして、夜間景観等々含めまして、充実を図っていきたいと思っております。

【委員】

他にいかがでしょうか。

【委員】

　少し細かい話になるのですが、10ページの「大阪が目指す景観について」、基本方針では「都市空間の創造」、「生活空間の創造」、「おもてなし空間の創造」の３つの目標を示しています。そして基本方針では大景観と小景観、そして三つ目にみんなでそれを頑張りますということになっていますが。そこの文章が、先ほどのおもてなし空間に引きずられすぎていて、みんなでおもてなし空間をつくりますという表現になっています。これはやはり、住む人にとってのシビックプライドといいますか。住んでいる人にとって心地の良いまちを自分たちで作っていく、守っていくというのが大事だと思います。どこもかしこも賑わいのある空間である必要はなくて、静かであることを守っていかなければいけないところもありますので、そこの文章をもう少し考えていただければと思います。

賑やかにしてみんなに来てくださいというところを、みんなでつくるんだ！と読めてしまいますので、そこの文章の精査をお願いします。

【事務局】

　ご指摘のとおり市民の方が日頃生活されているようなところもあれば、おもてなし空間もあると思いますので、そこは両方を併記といいますか。シビックプライドの部分もいれつつ、来ていただく方が巡っていただけるようなところについてもみんなでつくるというのがあると思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。

【委員】

他にいかがでしょうか。

【委員】

今日の意見を受けて感じたことですけれども、一つはインバウンドが中心にあって、他方で生活空間というものがありますが、今日では、両者は連続性があるものだと思います。例えば先日、道頓堀に行きましたら日本語の比率が３割くらいしかないとか、京都の錦市場も外国人が多いとかあります。おそらく、私が学生のころにはあまりなかった傾向だと思います。普通の人が生活する中でつくりあげてきたものを見て、自分が住むところと違う生活を発見したり、共感する部分があったりとかを求める観光スタイルになってきているかと思っています。それらは普通の人が、生活の中で価値を作り出しているものであって、それが結果的にインバウンドに繋がっていく。そういうところが今日の特徴かと思っています。

10ページのところの身近な景観づくりとか、みんなで景観をつくるとかのところと関連して申し上げますと、従来、景観は価値のあるものを守るとか新しいものをつくるとかを中心に考えていたところがあるのですが、気付くとか、知るというところが、思想として必要なのかなと思います。テレビのブラタモリを見ていて感じるのですが、普段何気なく見過ごしていた段差のところに、実は歴史が反映されていて、現在の生活にもある程度、影響を及ぼしている。まちの歴史を発見していく中で、それを活かしたまちづくりをしようとか、復活させようとか、そういうことを反復していって新しいものができて、つくろうというところにまちづくりの主体性が生じることもあるのかなと思います。誰でもわかるような古い建物とか神社とかを守っていくというだけではなくて、むしろ普段生活の中で見ているものの中に、歴史が反映された気づくべきものがある、そういったものを知ることができると、まちづくりや景観づくりが活性化するということもあるのかと思います。

【委員】

ありがとうございます。只今のご指摘はたぶん14ページの３に書かれている発掘するという箇所だと思います。特にビュースポットの発掘のところですかね。言葉は書いてあるのですが、発掘する仕組みはどうなるのでしょうか。例えばお金を出して募集するとかですね。

【事務局】

ここは、地域の景観に詳しい市町村にご意見を聞いたりとかもあるかと思います。

あと、二つ目に「景観サポーターの活用」と書かせていただいておりまして。大阪府では、ボランティアで景観づくりを支援していただく景観サポーター登録制度というのを設けており、100人くらいに登録いただいています。登録については二年後ごとに更新をしている状況でございます。そういった方々を増やしつつ、そういった方々から「ここいいよ」とか、「こういったところあるよ」とかご提案いただき、掘り起こしていくというのも考えられるかと思います。広報については、少し工夫していかないかと思いますが、どういう仕組みで発信していくがいいのかを市町村と相談しながら検討していきたいと思います。

【委員】

何か他にございますか。

【委員】

これまでの取り組みの中で、８ページのところに過去のことも含めて、記載をしていただいているところが、今回はよかったかなと思うところです。13、14ページのあたりかと思いますが、景観法ができて以来、いろんな制度が使われてきたかと思いますが、その中で景観公共施設の指定とか景観重要樹木の指定の制度があまり活用されていないと思います。２の方で、景観公共施設の話とか、１の方で景観重要樹木の指定などについても、いれていただいてもいいのではないかなと思ったところです。

【委員】

いかがですか。具体的に景観法の中にある言葉をもう少し追記したらという指摘かと思いますけど。

【事務局】

大阪府が景観行政団体となっているところでは、やはり広域行政としてやはり目が行き届かないところもございますので指定できていない状況でありますが、岸和田市では景観重要樹木の指定などやられているところもございます。今後、市町村に景観行政団体になっていただこうと考えている中で、そこは景観行政団体になっていただくことによってフォローしていただけると考えております。地域に根差した景観重要樹木や、景観重要建造物などの指定を促すとかですね。大阪府が景観行政団体となっているところにつきましても、景観行政団体になっていただく働きかけをしていく中で、そういったことを検討していきたいと思っています。

【委員】

権限を渡して、そういうことをしてくれというわけではなくて。そういうことも念頭に置きながら、指導してくとかそういう思いです。プラス、７ページのところ。表の要素については検討中とありますが、うめきたがあったらＯＢＰもいれなければならないとか色々でてくるかと思いますので、この辺りはしっかりと見直して、見落としのないようお願いします。

【委員】

この表は、市町村の意見聞いたら山ほど増えるのではないかとちょっと心配しますが、その方向で進めていただければと思います。何か他にありますか。

【委員】

大阪府は平成10年に景観条例つくられて、景観法制定後も景観行政団体になって、いろいろやっておられます。要するに初めて景観行政をやられるわけではないので、そういう意味では基本的にこの計画の大トリは、これまでやってきたことを下敷きにしながら、質的に充実を図っていくということと、時代の変化に合わせて変化していく、代えていくというところが大きな柱立てになってくるのではないかと思います。

そう考えると、取り組むべき非常に重要なところとして、検証するというステップをここにちゃんといれることと思っています。例えて言いますと去年、和歌山県は屋外広告物のルールの見直しをしました。それは、高速道路の沿道300ｍの広告物について、今まで禁止区域にしていましたが、屋外広告物をつくってもいいようにしたのです。それを何故したかと言うと、基本的にはやっぱりおもてなし空間的な発想です。沿道300ｍ区域を禁止区域にしていましたが、実際には掘っ立て看板がいっぱい立っていたわけです。要するに実効性が全くなかった。それを検証して、全部調査されて、このルール効いていない、意味がないものということがわかったのです。ルールに意味を持たせるためには、つくるのはちゃんと認めるからその代わりにデザイン良いものにしなさい、という風にしたのです。こういう作業をしないと、ルールつくりました、景観やっています、というのはかなり乱暴かなと思っています。そういう意味でも効いているかどうかの検証のステップがとても重要かと思っています。そういうことを、是非考えていただきたい。

また、そういう意味では、文章の中に規制強化とか、規制誘導とか、規制緩和、規制改革ということが文章の中に書かれていますが、このような言葉は慎重に使うべきだと思っています。和歌山県は、規制を見直したとは言っていますが、規制を緩和した、とか強化したとかは言っていません。何故かというと、先ほどの話の場合、難しいですよね。禁止区域だった場所に広告を置いていい、これは緩和とも取れる。でも実際にはデザイン的にはかなり規制強化とも取れる。単純じゃないですよね。景観の場合は、規制強化と言い勝ちだが、エリアの価値、地域の価値を上げていくためには、ルールを見直すべきだという側面はある。でもきっと、強化とか緩和とかいう論理に当てはめるのは議論がずれてしまいそうな気がして、そこは言葉遣いも含めて見直していただきたいと思います。

【委員】

　おそらく、ご指摘の点を苦肉の策で規制誘導という言葉になっているのだと思います。

【事務局】

　以前、審議会欠席委員に個別にご意見を伺った際にも、規制緩和するとかなり細かくフォローが必要になってくるので、例えば緩和をするなら建築協定をやるなど、規制と緩和をセットで景観誘導をすべきではないかともお聞きしておりまして、今ご指摘いただいたように苦肉の策で規制誘導という言葉にさせていただいております。

検証につきましては、現状評価する仕組みがないので、公共事業についてはここにも記載させていただいておりますが、景観政策全般についての検証については今後検討させていただこうと思います。

【委員】

　検証をやるというスタンスを持つということも考えるということですね。

【委員】

　７ページ、まだ検討中とのことですが、大阪の景観上重要な要素ですが、これはここでいきなり出てきた訳ではなく、これまでの現状解析編の総まとめと考えるならば、これまでに出てきたものという形で、そのあたりのチェックをお願いします。もちろん建築物単体など、このスケールの地図では入らないものなどはあるとは思いますが、それらは重要な要素であるということで良いかと思います。ここのページは、前から読んだときに、ここに出てくるものが「なるほど」と思うものでなければ、何故これが出て来たのかという根拠を示さなければならなくなると思います。

　それから、８ページのタイトル、「景観まちづくり」ですが、ここから、景観づくり、景観形成ではなく、景観まちづくりという言葉がでてきます。これは必要だと思いますのでこのままで結構ですが、景観行政をやっていく上で、いわゆる規制誘導と、住民さんや事業者さんなど、広い意味での市民、府民参画型、そういう方々が積極的に活動されるような下地を整えて、それを推進していく、芽を出させていくという作業、この大きな２つが行政のあるべき景観の取り組みだと思っています。規制誘導は全てお願いごとであるかと思いますので、事業費を持って建設する訳ではありませんので、景観まちづくりという言葉を使う場合は、ちゃんとそういった仕組みでまちづくりを推進していくという箇所に使うべきだと思います。「景観形成」と「景観づくり」と「景観まちづくり」はそれぞれ使い分けが必要だと思います。

　ちょっとビジョンとは違うかもしれませんが、ちょっと気になっておりますのが、こういうものは総合計画の流れのもとに進められていくと考えますと、KPIみたいな指標を今後内外に示していく必要があるのではないかと思います。見直しをかけて、それがどれぐらいの効果があったのかという効果検証ですね。例えば府民意識の評価点が上がったか、上がってないかとかですね。景観はなかなか指標化が難しくて、それぐらいの指標しかなくて、逆に言いますと、事業化や予算化をするのに、これだけの効果があるからと示すことが難しい、それが景観の領域だと思います。なので、担い手の育成のところで活動団体がいくつあるかとか、まあこれは地元市町村にお願いする形になるのかもしれませんが、あとは指導件数がどうかとか、何か数値化して、見える化するような項目を増やすことも必要です、みたいなことを鑑みながら１４ページの項目設定などは考えたらどうかと思いました。

【委員】

ありがとうございます。KPIの設定の問題はビジョンとしてはあまりふさわしくない項目だろうと思います。そういうことを計画段階で考えますと、そういう仕組み作りに向かっていくというのがビジョンかと思いますので、具体的な数値を設定するという話ではないということでよろしいですよね。

【委員】

　はい。

【委員】

　さきほど話にありましたような、評価の仕組みをなんらかの形でつくりだしていくということで。

【事務局】

　指標についてはそれぞれの事業の中でやっていくと考えておりますが、今後整理をさせていただきます。

【委員】

　部会で少し議論があったところで、３ページに断面イメージを入れていただいておりますが、その並びでいいますと、１１、１２ページの景観まちづくりの方向性のところについても、断面、立体的な部分での景観づくりの方向性みたいな所も入れていただいたらどうかと思います。大阪の特性として、非常に大きなウォーターフロントや山すその景観をどう作っていくかというのもあるかと思いますし、ちょっとスケールが違いますが、最近課題かなと思っておりますのが、高架道路、高架鉄道ですね、最近ラッピングされた車両などがたくさん通っておりますので、そういったところも合わせて若干触れられると良いのではと思います。

　それから広告物についてですが、少し基本的な考え方、街中と山すそや住宅地でのあり様といいますか、そういったことの基本的な考え方みたいなところは触れておいたらよいのではないかと思います。

【委員】

　１１、１２ページでちょっと考えるということですね。それから今気づいたのですが、７ページの重要な要素のところで「土地利用特性」という欄がないですね。

【事務局】

　７ページでは、建築という言葉で整理しています。土地利用は建築だけではないのですが、これが一番近いかということで、整理をさせていただいております。

【委員】

　面的なところというと言葉をちょっと足したほうがいいですね。建築と農地とか。でも上の項目が都市・インフラ特性になっていますし、都市・インフラと土地利用を分けたりしていますので、少し整理をお願いします。

【事務局】

　景観特性に合わせて整理をさせていただきます。

【委員】

　１ページのところ、今、何故新しいものを作るかという所で国際情勢ですとか、今いろいろなイベントを誘致しようとしているとか、いろいろと書かれているのですが、景観としてどうすべきか、というところをもう少し前面に打ち出してはじめにのところを充実するほうがいいのではないかと思います。

　今はこう、可愛いらしく書かれているのですが、もっとやるぞ！という感じで、今、景観をなんとかしなければいけないんだ！みたいなという事が前面に出ればと思います。今、景観にとって追い風ですよね。今やらなければならないんだ、みたいなことをもっとおおげさに書いていくのが重要かなと思っています。今はグランドデザインとかいろいろなところに配慮して総花的になっているのですが、今ここをやらなきゃというところを、こうもう少し、とんがったタイトルであったりとか、出し方をしてもいいのかなというのが１点あります。まずはビジョン策定を頑張って書いていただければと思います。

　それからこれまでの取り組み。これはこれでいいと思うのですが、これを踏まえて何をするのか、何が課題で、どこに力を入れるのか、先ほど話にありました夜間景観ですとかウォーターフロントですとか、山辺の風景であったりとか歴史街道であったりとか、そういうものに力を入れていくんだとか、何かキャッチになるような項目を打ち出していく、優先順位というのがあってもいいのかなと思います。大阪府としては何に力を入れるんだということが目に見えてくる形になればどうかと思います。内容を変えるのではなく、編集の方法で姿勢を示せるのではないかと思います。

　鳥の目とか虫の目とかも面白いと思いますが、もうちょっと具体化するような言葉で９ページ、１０ページのあたりですね、書いていただければと思います。

【委員】

　基本方針がきらめいてないという感じでしょうか。

【委員】

　今気づいたのですが、９ページのタイトル、景観まちづくりにしなくていいのでしょうか。この後ずっと景観まちづくりですし、書いてある内容もまちづくりの内容が多いですしね。このあたり微妙でしてね。景観をめざすのですが、あとあと書いてあるのが「景観まちづくりをめざす」なので、タイトルはまちづくりを入れておいた方がいいと思います。７ページのところは景観上重要な要素でいいと思いますので、８ページからの単語については景観まちづくりに統一された方がいいかなと思います。

【委員】

　景観づくりについてだといいのですけどね、景観まちづくりだと他の要素、ファクターがものすごく入ってくるおそれがあるので、景観づくりぐらいにしておくのもありかなと思います。このあたりは検討するということで。

　これまでいただいたご指摘をどうこなすかというところですが、とりあえずこのあたりでご意見をいただくのは終了として、中間とりまとめに反映させていきたいと思います。具体的な文章化については事務局と相談させていただくということでお任せいただければと思います。

次に二つ目の議事がございます。「屋外広告物の安全対策について」という事で、事務局よりご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

資料説明。

【委員】

　ありがとうございました。

　要するに、屋外広告物の安全対策について条例を改正しなければならないという事で、国のガイドラインで、地方議会が振り回されるという構造ですね。そういったプロセスの中での今回の内容ですが。　　どうぞ。

【委員】

　実はこちらの諮問書の中に、『老朽化等により適切に維持管理がなされていない屋外広告物』とありますが、屋外広告物業者が適切に管理していないわけではなく、大阪屋外広告美術共同組合の上位団体である(一財)日本屋外広告業団体連合会の方で、平成25年から屋外広告物の安全について、経年劣化する屋外広告物にどのように対応するかを国と並行して、適正化推進委員会を立ち上げ、その中の安全部会で内容を協議会の形で議論していたところでした。その一年半後に札幌の看板落下事故が発生しました。これには2点問題点がありまして、1つは、屋外広告物条例に基づいて適切な安全点検がなされていたのですが、その安全点検の方法が、現状の遠くから見て安全かどうか確認する、遠望目視というものでした。もうひとつは、点検をするための管理者という形での資格者がかなり広範囲にわたっており、札幌での事故の件を点検された方が電気工事業者さんでした。蛍光灯の交換にあたって、看板業者さんがやることが多いのですが、コスト的な問題で電気工事業者さんが電気の交換にあたって点検していたということでした。専門的な知識がなかったということもあり、経年劣化する部分での構造の錆などを見つけることができなかった事があります。

そういった中で、実際の所有者さんや占有者さんにしっかり認識してもらうため『まちとつながるオーナーさんのための看板安全点検ガイドブック』を平成27年8月に発行しましたが、それがうまく活かされていないのが実情です。そこで昨年の4月27日に業界団体としても適切な管理をするための方向性を示さなければならないということでと3つの案を出しております。

　そのひとつが、屋外広告物の点検基準。それから「安全点検報告書看板カルテ」という事で、車検証のように点検の履歴をみていけるような仕組みができないかという事で、案を出しております。

また、屋外広告物は単価の低い物が多いのですが、そういったものを点検保守に関する標準契約を結びながら、適切な管理を行っていく方向性が業界として出された中で、その翌日に国交省から屋外広告物条例のガイドラインが出されております。

　屋外広告物の管理と言うのは、なかなか特殊な物が多く、ある程度専門的な知識を持つ技術者でなければ分からない。そんな中で、屋外広告物の点検の技能を高めていかなければならないと言う方向性がありまして、内閣府の公益認定を受けました「屋外広告物点検技能講習」というものが今年の1月から行われており、3ヶ月間の間で約1,100名程度が受講されています。これは屋外広告物の点検の技能レベルの向上と標準化を図ることが重要となっておりまして、標準化を図ることによって点検技能が一定保たれることを目指しております。そういった形で、今回、条例の改正にあたり、経験があって、他の資格者であっても、技能講習を受けることによって一定の点検技能の標準化が図れて、適切に不安全な看板を発見することができる。そういった中で安全安心が図られるということで、今回諮問が出ていますが、こういった条例の改正が進むことによって看板の安全性が保たれると思っております。

【委員】

背景も含めご説明頂きました。これは本当の安全対策として必要不可欠なものであれば、法で決める内容だと思うのですが、屋外広告物の法律体系が都道府県で考えなさいという構造になっている。結果として都道府県で先発隊として走るところもあれば、最後まで様子見のところがある。その程度の安全対策なのかという疑問はあります。

大阪府としては、都市部だし危険性が高いので、安全対策として国から出されたガイドラインは当然、先発隊として条例化を先行すべきだということであれば、条例の改正も妥当という意見になる。隣の京都府はまだ作っておられない。というのは近畿の中でも格差がでるわけです。それで良いのかという総合的な判断も。業界としては、きちっとある種レベルを作って頑張っておられることだとのことですが。それも含めて大阪には必要だといったご意見ではなかったかと思います。

【委員】

　バブルの当時に大型の屋外広告がかなり沢山建てられていて、それから３０年近く経って、それらが経年劣化の中で腐食している。また、一定の規模以上の屋外広告物になると申請が必要になるのですが、それが出されず適切に申請がなされていないものや、適用除外といって、ある一定の規模の自家用広告物であれば申請を出さなくても良い物があります。そういうものになると経年の劣化の中でなかなか所有者さんや占有者さんが気付かなくて、落下の寸前まで至っても気付かない、見分けられないような形で管理されていないといった事があります。そういったものには条例を基に安全点検をすすめ、事故のない点検されることによって安全が確保されていくのではないかと思います。

【委員】

　訊きたいのは、他の都道府県でまだ進んでいないところはどういうレベルなのかと言うこと。

【委員】

　現状において、かなり進んではいるが、様子見のところも当然あります。ガイドラインを基に権限委譲され、各都道府県・政令指定都市で独自の屋外広告物条例を制定されますので、一定の一律であれば業者としてもやりやすいのですが、各市町によってこちらの市では良いけど、こちら町ではダメということが、屋外広告物でもあります。そういう意味では業者としてはやりにくい部分も有りますが、できるだけ早く、こういった形の条例の改正を基に安全管理の進めることは業界としてもやりやすい。

【委員】

　単なるガイドラインの変更による条例の改正ではなく、あるべき安全対策として大阪府は特にやらなければならないという趣旨で受け止めました。

【委員】

　質問なのですが、新しい屋外広告物は申請をしてくるタイミングですとか、そういったものがあって条例に適しているかどうかやっていけると思うのですが、これは国の方針の中で既存の屋外広告物に対してのことになるので、それを調査する労力、方法、手段があって初めて成り立っていくのですが、その辺り、国はどのように考えているのでしょうか。

【事務局】

　『３．大阪府の対応』の結果報告の義務化のところに記載していますとおり、初めて許可する場合もですが、２年に１回の許可更新の際に点検結果を提出頂いただき、それがきちんとなされていなければ更新はしないという事です。現行の方に記載していますが、大阪府は今、規則で更新時には自主点検した報告書を付けてくださいという事を事実上は実施していますが、添付図書で出してくださいという事で、位置づけが若干弱い。既にやっていることではありますが、今回、国のガイドラインが出たことを受けて、条例にきちんと位置づけようということです。既存のものを更新時にチェックすることによってフォローができるということです。

　ちなみに、大阪市や堺市等、権限をお持ちの市町を除いても、大阪府が直接許可しているのが年間4000～5000件ありまして、かなり数が多いということで、安全対策としてできるだけ早期に取り組んで行きたいと思っております。

【委員】

　意地の悪い質問かもしれませんが、札幌の事例を受けて、なぜ大阪府が条例を改正しないといけないのか。北海道という特殊な気候・条件等があるわけで、国がガイドラインで渡しているのは、細かい部分は地域差があるから、その地域差の中でそれぞれの情勢にあわせてふさわしいものを作ってくださいということだと思うのですが。大阪府内で落ちたことがあるのでしょうか。

【事務局】

　国から事故が起こった場合は報告しなさいという通知が来ているが、それ以前から大阪では、市町村を含め大きな事故があったという報告は聞いていませんし、把握できていません。

また札幌の落下事故をうけて国から緊急点検を実施しろという事で都道府県に通知が出まして、大阪府と市町村から各設置事業者に直接問い合わせをしました。

ただ、府内の場合は、大阪市、堺市に比べ、許可している広告物の件数はまだ少ないですが、今後とも安全対策については必要であると考えております。

【委員】

市町村の立場から。府が条例を作った場合、それに応じて市町村も条例を作らないといけないのか。

【事務局】

　権限委譲している市町村の場合、権限委譲の条例は5月に上程をしますので、新たに条例をつくって頂く必要はありません。自分のところで権限をお持ちの場合は自分のところで条例を作っていただくことになります。

【委員】

という事は条例を作る必要がでてくることがあるということですか。

【事務局】

市によって権限を持っているところは、条例を作る必要がありますが、権限をお持ちでない市町については、府条例の権限を委譲するということなので、市として条例を作っていただく必要はありません。

【委員】

それから、事故・事件が起こった後は必ずこのようなことがありますよね。トンネルの事故の後、５年に一度の点検が義務付けられていますし、橋梁もそうですし。事故はどんなところで起こるかわからない。そのうち、陶器の重たい表札が門柱に貼り付けていて、それが落ちてきて、その下に子供がいて頭を切ったりすると、門柱の表札も点検しろと言うことに将来なるかもしれない。心してやりたいと思います。

【委員】

私も業界団体さんと一緒に国で検討を続けてきたのですが、北海道は特殊だというお話をされましたが、実際には皆さんがご存じないだけで東京都でも、大阪府はないということですが、意外と落ちていたり、飛んでいたりしています。業界団体さんは、きっちり届け出もされて申請されていますが、多くが違法で、届出のない看板が世の中にはあふれています。そう考えると、単純に府民の視点で、今のように雨が激しかったり風が強くなったりという現状では、いつ何が起こってもおかしくないと思いますので、大阪府としては何か起こる前にしておいていただく必要があるかなと思うところです。

大阪府や大阪市は非常に整っていると思いますが、業界団体に関わらせていただいてから、私も看板を見るようになって、危なそうなものや、落ちそうといったものが随分目に付きます。意外と皆さん見られてないと思いますので、ぜひ見てやってください。

【委員】

ありがとうございます。必要だということで。先ほど「違法」という言葉がありましたが、ガイドラインを遵守しなかった場合、違法ではなく望ましくないというレベルでしかない。つまり、裁判しても必ず勝てるというわけではない。それをカバーするのが条例で、条例で決めてしまえば違法になってしまう。そうなると人と金と事務量が増えてしまう。その負担をするほど重要ですよという話になる。

【委員】

従来までですと屋外広告物というものは、台風シーズンや風の吹く時期には落下事故が多かったのですが、やはり近年の経年劣化の中で、きれいに見えるよう、景観的に良く見せるようにカバーをして、塞いでしまっていて中が見えなくなっているものが多くなっている。そういった中、構造的に張りぼてで中の構造が分かりにくい。下のほうの看板なら近くで見ることできますが、ビルの10階・20階の壁面についているもので、下から見て安全かどうか担保するのは難しいと思います。そのあたりを区別しながら、安全を定期的な更新のタイミングで、適切な資格者が知識を持ってやることによって未然に防ぐといったことが大切かと思います。

【委員】

有難うございます。他に意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、色々ご説明がありましたように、大阪府としてはガイドラインではあるけれども、それの改正に基づく内容を条例に反映し、より安全対策を重視するということで、議会でも通してもらうということで。今回の諮問内容についてはご承知いただけますでしょうか。ありがとうございます。

ただいま配布されております答申（案）の内容をご確認頂けますでしょうか。これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今回は終わりまして、事務局へお返しいたします。

【事務局】

　貴重なご意見をありがとうございました。本日の会議は以上でございます。大阪府の景観形成のあり方につきましては、本日頂きましたご意見を踏まえ、更なる検討を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、第3回作業部会を9月下旬から10月の頭頃に、10月半ばから11月頭頃に第4回作業部会を、12月に入りまして第3回審議会を開催させていただきまして、答申と言うスケジュールを考えております。本日は長時間にわたりご審議頂き、誠にありがとうございました。

次回の審議会は12月を予定しております。それでは、これをもちまして平成29年度第2回大阪府景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。